知時書者福祉のしまりのしおり



あきたけん こ じょせい しょうがいしゃそうだん 秋田県子ども・女性・障害者相談センター

目次

I	りょういくてちょう 療育手帳について	I
2	りょういくてちょう 療育手帳をお持ちの方が利用できる主な制度	3
3	しょうがいねんきん 障害年金について	7
4	かくしゅてあて きょうさい せいかつほご 各種手当・共済・生活保護について	9
5	いりょう じょせい 医療の助成について	11
6	ぜいきん げんめんとう 税金の減免等について	12
7	しょうがいじ しゃ たい しょうがいふくし とう 障害児・者に対する障害福祉サービス等について	15
8	しごと そうだん 仕事の相談について	20
9	#いねんこうけんせ い ど 成年後見制度	22
10	けんおよ しちょうそん そうだんまどぐち 県及び市町村の相談窓口	23

ちてきしようがい げんいん にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいやく かた 知的 障 害が原因で、日 常 生活や社会生活において制約がある方に、いろいしえん う こうふろな支援を受けやすくするために交付しています。

しょうがい ていど じゅうど た くぶん 障 害の程度によって、A (重度)とB (その他)に区分されます。

りょういくてちょう こうふ う かた しゃしん たて よこ こじんばんごう かくにん 療 育手 帳 の交付を受けたい方は、写真 (縦 4 cm×横 3 cm) と個人番号が確認 できるもの (※ 1)、本人確認ができるもの (※ 2) を 準 備して、お住まいの市 町 村 たんとうまどぐち しんせい の担当窓口に申請してください。

こ じんばんごう かくにん (※1) 個人番号が確 認できるもの

こじんばんごう うらめん こじんばんごうつうち こじんばんごう きさい 個人番号カード【裏面】、個人番号通知カード、個人番号が記載された じゅうみんひょう うっ 住民票の写し

(※ 2)本人確認ができるもの

うんてんめんきょしょう こじんばんごう ほけんしょう 運転免許証、個人番号カード、保険証など

(I) 手 帳 の交付を受けられる方

こ じょせい しょうがいしゃそうだん じどうそうだんしょ ちてきしょうがい はん子ども・女性・障害者相談センターまたは児童相談所で、知的障害と判ない かた 定された方。

- さいいじょう かた こ じょせい しょうがいしゃそうだん 18歳以上の方:子ども・女性・障害者相談センター
- さいみまん かた きたじどうそうだんしょ みなみじどうそうだんしょ 18歳未満の方:北児童相談所・南児童相談所または

こ じょせい しょうがいしゃそうだん ちゅうおう じどうそうだんしょ 子ども・女性・障害者相談センター(中央児童相談所)

(2) 再判定について

てちょう こうふ う かた てちょう じきはんていねんげつ きさい 手帳の交付を受けた方で、手帳に次期判定年月が記載されているときは、

はんていねんげつ さいはんてい う さいはんてい ねんげつ ちか その判定年月までに再判定を受けてください。再判定の年月が近づいてくる しちょうそん たんとうまどぐち れんらく ひつよう てつづき おこなと、市町村の担当窓口から連絡がありますので、必要な手続を行ってください。

じきはんていねんげつ まえ しょうがい ていど へんか おも なお、次期判定年月の前であっても、障害の程度に変化があると思われるばあい しちょうそん たんとうまどぐち そうだん 場合は市町村の担当窓口に相談してください。

(3) 手帳 の紛失・破損

じゅうしょ しめい へんこう (4) 住所・氏名の変更

てちょう こうふ う ほんにん ほごしゃ じゅうしょ しめい か ばあい 手帳 の交付を受けた本人や保護者の住所や氏名が変わった場合は、すぐにしちょうそん たんとうまどぐち とど で 市町村の担当窓口に届け出てください。

で ちょうしょ じしゃ しぼう (5) 手 帳 所持者が死亡

てちょう こうふ う ほんにん しぼう ば 動い しちょうそん たんとうまどぐち とど 手 帳 の交付を受けた本人が死亡した場合は、すぐに市 町 村の担当窓口に届けて 出てください。

2 <u>療育手帳をお持ちの方が利用</u>できる主な制度

こうきょうこうつうきかん わりびきせいど (1)公共交通機関の割引制度

こうつうき かん	わりびきたいしょう くぶん	わりびきじょうしゃけんるい 割引乗車券類	わりびきりつ 割引率		びこう	<u>ද</u> න	
交通機関	割引対象の区分		ほんにん 本人	かいごしゃ 介護者	備考	問い合わせ先	
		たんどくりょう 単独利用	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	わり 5割		がたみち 片道 I 00kmを超える場合	
てつどう JR・鉄道	りょういくでちょう 療育手帳A だい しゅ (第1種)	かいごしゃ 介護者あり	 *つうじょうしゃけん 普通乗車券 かいすうじょうしゃけん 四数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 	əəy 5割	əŋ 5割		JR ***********************************
	りょういくてちょう 療育手帳B だい しゅ (第2種)	たんどくりょう 単独利用	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	わり 5割		がたみち 片道 I 00kmを超える場合	各鉄道会社
		かいごしゃ 介護者あり さいみまん (12歳未満)	ていきじょうしゃけん 定期乗車券	5 割	5割		
	りょういくてちょう りょういくてちょう	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	5 割	5 割			
県内バス	療育手帳A・療育手帳B だい しゅ だい しゅ (第1種)・ (第2種)		でいきじょうしゃけん 定期乗車券	3割 (※)	a 割		かく かいしゃ 各バス会社
タクシー	療育手帳A	りょういくてちょう ・ 療育手帳B だい しゅ ・ (第2種)	^{うんちん} 運賃か	^{わりびき} ら 割引			かく各タクシー会社
z j 〈 j 航空 ご〈 ないせん (国内線)	療育手帳A	りょういくてちょう ・療育手帳B だい しゅ ・(第2種)	まん さいいじょう ちて 満 2歳以上の知的 とも たんどく と共に、または単独 わりびき てきよう 割引が適用される	り障害者な こ りょう はで利用す	が介護者		かくごうくうかいしゃ 各航空会社

うごこうつうかぶしきがいしゃ さいみまん りょういくてちょう しょじしゃ たい わり ※羽後交通株式会社では、I2歳未満の療育手帳B所持者に対しては、5割 わりびき てきょう の割引を適用しています。

(2) 有料 道路の料 金割引

りょういくてちょう も かた じょうしゃ かいごしゃ じどうしゃ うんてん ゆうりょう 療 育手 帳 Aをお持ちの方が 乗 車して、介護者が自動車を運転し、有 料 どう る りょう ばあい つうこうりょうきん さいだい わりびき わりびき う 道路を利用する場合に通行 料 金の最大 50%が割引されます。割引を受けるには、事前に登録手 続 をしておく必要があります。

(3) NHK放送受信 料 の減免

じぜん す しちょうそん たんとうまどぐち しょうめい う しんせい 事前にお住まいの市 町 村の担当窓口で 証 明を受けてから、NHKに申請してください。

ぜんがくめんじょ りょういく てちょう はんていしょ も かた せたい 全額免除:療育手帳(または判定書)をお持ちの方がいる世帯で、かつ

せたいこうせいいんぜんいん しちょうそんみんぜい ひかぜい ばあい世帯構成員全員が市町村民税が非課税の場合

はんがくめんじょ せたいぬし りょういくてちょう も じゅしんけいやくしゃ ばあい半額免除:世帯主が療育手帳Aをお持ちで、かつ受信契約者の場合

と あ さき でんゎばんごう ○ 問い合わせ先:NHKふれあいセンター 電話番号:0570-077-077

けいたいでんわりょうきん わりびき (4)携帯電話料金の割引

りょういくてちょう も ばあい けいたいでんわりょうきん わりびき う療 育手 帳 をお持ちの場合は、携帯電話料金の割引を受けられることがあわりびき ないよう もうしこみてつづき けいたいでんわ じぎょうしゃ ことります。割引の内容や申込手続については、携帯電話事業者ごとに異なります。

と あ さき かくけいたいでんわ じぎょうしゃ 〇 問い合わせ先:各携帯電話事業者

せいかつふく し しきん かしつけ(5) 生活福祉資金の貸付

ていしょとくしゃせたい しょうがいしゃせたい りょういくてちょう しんたいしょうがいしゃてちょう せいしん 低所得者世帯、障害者世帯(療育手帳や身体障害者手帳、精神しょうがいしゃほけんふくしてちょう も かた ぞく せたい こうれいしゃせたいとう たい障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯)、高齢者世帯等に対し、けいざいてき じりつ あんてい せいかつ おく しきん かしつけ おこな経済的な自立や安定した生活を送れるように資金の貸付を行っています。

と b さき b ちく みんせいいいん しちょうそんしゃかいふく しきょうぎかい 問い合わせ先:お住まいの地区の民生委員または市町 村社会福祉協議会

けんえいじゅうたく にゅうきょしんさ ゅうぐうとう (6) 県営住宅への入居審査の優遇等

もうしこみしゃ どうきょしゃ りょういくてちょう も ばあい けんえいじゅうたく にゅうきょ 申 込者または同居者が 療 育手 帳 をお持ちの場合、県営 住 宅への 入 居しんさ ゅうぐうとう う ばあい 審査において、優遇等が受けられる場合があります。

と あ さき けんけんちくじゅうたくか でんわばんごう ○ 問い合わせ先:県建築 住 宅課 電話番号:0 | 8 - 8 6 0 - 2 5 6 3

しょうがいしゃ じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ じょせい (7) 障害者自動車運転免許取得費の助成

りょういくてちょう も かた じどうしゃうんてんめんきょ ふつうじどうしゃめんきょ かぎ療育手帳をお持ちの方で、自動車運転免許(普通自動車免許に限る。)

しゅとく しゅうろう しゃかいさんか みこ ばあい うんてんめんきょを取得することにより、就労などの社会参加が見込まれる場合は、運転免許

しゅとく よう ひょう いちぶ じょせい の取得に要した費用の一部を助成します。

す しちょうそん とりあつか こと お住まいの市 町 村によって取 扱 いが異なります。

と **あ** さき し ちょうそん たんとうまどぐち ○ 問い合わせ先:市町村の担当窓口

(8) その他の割引制度

りょういくてちょう も かた いか けんりっしせっ にゆうかんりょう しょうりょう 療 育手 帳 をお持ちの方は、以下の県立施設において 入 館 料 や使用 料

とう げんめん くわ かくしせつ と あ 等が減免されます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

しせつめい じぎょうめい 施設名 ・ 事業名	と 問い合わせ先	び こう わりびきがく じぎょうないよう たいしょうしゃじょうけんとう 備 考(割引額・事業内容・対象者条件等)
_{あきたけん} 秋田県ふるさと村	^{あきたけん} 秋田県ふるさと村	りょうりょうきん わりびき ワンダーキャッスル・スペーシア・マックストレインの利用料金5割引 でちょうしょじしゃひとり かいじょしゃひとり (手帳所持者 人につき介助者 人。)
_{あきたけんりつ} ぉ が すいぞくかん 秋田県立男鹿水族館	あきたけんりつお が すいぞくかん 秋田県立男鹿水族館	ふっうりょうきん いか りょうきん たいおう 普通料金を以下の料金で対応 いっぱん えん えん 一般: 1,300円→800円 しょうがっこうじ どう ちゅうがっこうせ いと えん 小学校児童・中学校生徒:500円→300円
^{あきたけんたざわこ} 秋田県田沢湖スキー場	_{あきたけんた} ざわこ 秋田県田沢湖スキー場	じたけん りょうりょうきん わりびき I 日券のリフト利用料金を 5 割引
^{あきたけんりつそうごう} 秋田県立総合プール	^{あきたけんりつそうごう} 秋田県立総合プール	しせつしょうりょうなりょう こじんしょうりょう ばあい てちょうしょじしゃひとり かいごしゃ ひとり 施設使用料無料 (個人使用料の場合、手帳所持者 人につき介護者 人 げんぞく しょうがい ていど ふたりいじょう かいごしゃ ひっょう ばあい が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、ひっよう かいごしゃぶん めんじょ 必要な介護者が必要な場合は、ひっよう かいごしゃぶん めんじょ 必要な介護者の人民ない こじんしょうりょう めんじょ てつづき しょうがいしゃ しょうがい しょるい 個人使用料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類までちょう ていじ たは手帳を提示すること かしきりしょう ばあい しょうりょうめんじょしんせいしょ じぜん ていしゅつ 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
あきたけんりつやきゅうじょう 秋田県立野球場	あきたけんりつやきゅうじょう 秋田県立野球場	しせつしょうりょうむりょう 施設使用料無料 しょうりょう めんじょ てつづき しょうりょうかんじょしんせいしょ じぜん ていしゅつ 使用料の免除にかかる手続は、使用料免除申請書を事前に提出すること
あきたけんりつむかいはまうんどうひろば 秋田県立向浜運動広場	あきたけんりつむかいはまうんどうひろば 秋田県立向浜運動広場	しせつしょうりょうむりょう 施設使用料無料 しょうりょう めんじょ てつづき しょうりょうめんじょしんせいしょ じぜん ていしゅつ 使用料の免除にかかる手続は、使用料免除申請書を事前に提出すること

しせつめい じぎょうめい 施設名 ・ 事業名	問い合わせ先	び こう わりひきがく じぎょうないよう たいしょうしゃじょうけんとう 備 考 (割引額 ・ 事業内容 ・ 対象者条件等)
が出界立スケート場	^{じょう} 秋田県立スケート場	しせつしょうりょうむりょう かっそうりょうめんじょ ばあい てちょうしょじしゃひとり かいごしゃひとり 施設使用料無料(滑走料免除の場合、手帳所持者 人につき介護者 人 が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、ひつよう かいごしゃぶん めんじょ 必要な介護者分を免除する)かっそうりょう あんじょ てつづき しょうがいしゃ しょうかい しょるい 滑走料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類またはでちょう ていじ 手帳を提示すること かしきりしょう ばあい しょうりょうめんじょしんせいしょ じぜん ていしゅつ 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
あきたけんりつそうごうしゃげきじょう 秋田県立総合射撃場	あきたけんりつそうごうしゃげきじょう 秋田県立総合射撃場	しせつしょうりょう むりょう こじんしょうりょう ばあい でちょうしょじしゃひとり かいごしゃひとり 施設使用料無料 (個人使用料の場合、手帳所持者 人につき介護者 人 げんそく かたりいじょう かいごしゃ ひつよう ばあい が原則。ただし、障害の程度により 2 人以上の介護者が必要な場合は、ひつよう かいごとぶん かんじょ かんできる分を免除する)こじんしょうりょう かんじょ てつづき しょうがいしゃ 個人使用料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類までもよう ていじたは手帳を提示すること
_{あきたけんりつぶどうかん} 秋田県立武道館	ぁきたけんりつぶどうかん 秋田県立武道館	しせつしょうりょうむりょう こじんしょうりょう ばあい てちょうしょじしゃひとり かいごしゃひとり が設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者 人につき介護者 人 げんぞく か原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、ひつよう かいごしゃぶん めんじょ 必要な介護者分を免除する)こじんしょうりょう かんじょ てつづき しょうがいしゃ しょうがい しょるい 個人使用料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類までもよう ていじたは手帳を提示すること かしきりしょう ばあい しょうりょうめんじょしんせいしょ じぜん ていしゅつ 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
あきたけんりつたいべかん 秋田県立体育館	あきたけんりつたいもくかん 秋田県立体育館	にせつしょうりょうでりょう こじんしょうりょう はあい てちょうしょじしゃひとり かいごしゃひとり 施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者 人につき介護者 人 げんぞく しょうがい ていど にないじょうひっよう ばあい ひつよう かいごしゃ が原則。ただし、障害の程度により3人以上必要な場合は必要な介護者 ぶん めんじょ 分を免除する)こじんしょうりょう めんじょ てつづき しょうがいしゃ しょうがい しょるい 個人使用料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類までもよう ていじたは手帳を提示すること たしきりしょう ばあい しょうりょうめんじょしんせいしょ じぜん ていしゅつ 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
あきたけんりつびじゅつかん 秋田県立美術館	ぁきたけんりつびじゅつかん 秋田県立美術館	### To a particle of the par
ぁきたけんりつきんだいびじゅつかん 秋田県立近代美術館	あきたけんりつきんだいびじゅつかん 秋田県立近代美術館	じっこういいんかいしゅさい てんらんかい てちょうしょじしゃおよ つきそいしゃ めいてゅ 実行委員会主催による展覧会については、手帳所持者及び付添者 I 名入 うじょうりょうはんがく 場料半額 いちぶじっこういいんかいしゅさい てんらんかい てちょうしょじしゃほんにんおよ つきそいしゃ めいてゅ ※一部実行委員会主催による展覧会、手帳所持者本人及び付添者 I 名入 うじょうひょう じっこういいんかい はんだん 場無料 (実行委員会の判断による) きかくてん かい てん にゅうじょうひりょう 企画展・6階コレクション展は入場無料
あきたけんりつはくぶつかん 秋田県立博物館	ぁきたけんりつはくぶつかん 秋田県立博物館	ゆうりょう とくべつてん かんらん ばあい てちょうしょじしゃほんにんおよ つきそいしゃ めい は 有料の特別展を観覧する場合、手帳所持者本人及び付添者 名につき半んがく 額
あきたけんりつおおだてしょうねんしぜん いえ 秋田県立大館少年自然の家	あきたけんりつおおだてしょうねんしぜん いえ 秋田県立大館少年自然の家	てちょうしょじしゃほんにんおよ つきそいしゃ めい しょうりょう げんがく 手帳所持者本人及び付添者 名につき、使用料 /2に減額
あきたけんりつほろはさんしょうねんしぜん いえ 秋田県立保呂羽山少年自然の家	あきたけんりつほろはさんしょうねんしぜん いえ 秋田県立保呂羽山少年自然の家	でちょうしょじしゃほんにんおよ つきそいしゃ めい しょうりょう げんがく 手帳所持者本人及び付添者 名につき、使用料 /2に減額
あきたけんりついわきしょうねんしぜん いえ 秋田県立岩城少年自然の家	あきたけんりついわきしょうねんしぜん いえ 秋田県立岩城少年自然の家	てちょうしょじしゃほんにんおよ つきそいしゃ めい しょうりょう げんがく 手帳所持者本人及び付添者 名につき、使用料 /2に減額

しょうがいねんきん びょうき せいかつ しごと せいげん ば 障 害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場 かい げんえきせだい かた ふく う と ねんきん 合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

しょうがいき そねんきん (I) 障 害基礎年金

コ民年金に加入している間、または20歳前(年金制度に加入している間、または20歳前(年金制度に加入している間、または20歳前(年金制度に加入していない期間)、もしくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期かんにほんす はあいだ しょしんび びょうき いってい しょうがい じょう間で日本に住んでいる間)に初診日のある病気やけがで、一定の障害の状態になった場合、年金を受け取ることができます。

と あ さき しちょうそん たんとうまどぐち ねんきんじ むしょ ○ 問い合わせ先:市町村の担当窓口、年金事務所

めいしょう 名称	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	かんかつち いき 管轄地域
あきたねんきんじ むしょ 秋田年金事務所	〒010-8565 ぁきたしほ ど の てっぽうちょう 秋田市保戸野鉄砲町 5 ー 2 0	018-865-2392	あきたし おがし かたがみし 秋田市、男鹿市、潟上市 みたねちょう みなみあきたぐん 三種町、南秋田郡
たかのすねんきんじむしょ 鷹巣年金事務所	〒018-3312 きたあきたしはなぞのちょう 北秋田市花園町18-1	0186-62-1490	きたあきたし のしろし おおだてし 北秋田市、能代市、大館市 かづのし かづのぐん きたあきたぐん 鹿角市、鹿角郡、北秋田郡 やまもとぐん みたねちょう のぞ 山本郡(三種町を除く)
おおまがりねんきんじむしょ 大曲年金事務所	〒014-0027 だいせんし おおまがりとおりまち 大仙市大曲通町6-26	0187-63-2296	だいせんし よこてし ゆぎわし 大仙市、横手市、湯沢市 せんぼくし せんぼくぐん おがちぐん 仙北市、仙北郡、雄勝郡
ほんじょうねんきんじむしょ 本荘年金事務所	〒015-8505 ゆりほんじょうし おもておざきまち 由利本荘市表尾崎町21-2	0184-24-1111	ゅりほんじょうし 由利本荘市、にかほ市

れいわ ねんどねんきんがく ○ 令和6年度年金額

きゅう	しょうわ ねん がつ にちいこう う かた 昭和3 年4月2日以降の生まれの方	^{げつがく} 月額85,000円
Ⅰ級	しょうわ ねん がつ にちいぜん う かた 昭和3 年4月 日以前の生まれの方	げつがく 月額84,760円
きゅう	しょうわ ねん がつ にちいこう う かた 昭和31年4月2日以降の生まれの方	げつがく 月額68,000円
2級	Lょうわ ねん がつ にちいぜん う かた 昭和3 年4月 日以前の生まれの方	^{げつがく} 月額67,808円

しょうがいこうせいねんきん (2) 障 害厚生年金

こうせいねんきん かにゆう あいだ しょしんび びょうき いってい しょうがい 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで一定の障害のじょうたい ばあい しょうがいき そねんきん うわの しょうがいこうせいねんきん しきゆう状態になった場合、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

しょうがい じょうたい きゅう がいとう かる ていど しょうがい きゅう また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級 しょうがいこうせいねんきん しきゅうの障害厚生年金が支給されます。

と あ さき ねんきんじむしょ ○ 問い合わせ先:年金事務所

4 各種手当・共済・生活保護について

とくべつじどうふようてあて (I) 特別児童扶養手当

しょうがい ゆう さいみまん じどう ちち はは ふぼ か じどう 障 害を有する20歳未満の児童の父か母、または父母に代わってその児童 よういく かた しきゆう を養育している方に支 給 されます。

じどうふくししせつとう にゆうしょ りょうがい りゅう ねんきん う 児童福祉施設等に入 所しているとき、または障 害を理由とする年金を受 しきゆう しょとくじょうきょう てあて しきゆうけることができるときは支給 されません。なお、所得状況により手当が支給されない場合があります。

- と あ さき し ちょうそん たんとうまどぐち 問い合わせ先:市町村の担当窓口
- れいわねんど てあてげつがく ○ 令和6年度の手当月額

きゅう えん きゅう えん 1級:55,350円 2級:36,860円

とくべつしょうがいしゃ て あて (2) 特別 障 害者手当

ざいたく じゅうど しょうがいしゃ にちじょうせいかつ じょうじかい ご ひつょう じょうたい 在宅の 重 度 障 害者で、日 常 生活で 常 時介護を必要とする 状 態にあ さいいじょう かた しきゅうる 20歳以 上 の方に支 給 されます。

しせつにゆうしょ けいぞく げつ こ にゆういん 施設 入 所しているとき、または継続して3か月を超えて 入 院しているとき しきゆう はあいは支 給 されません。なお、所得 状 況 により手当が支 給 されない場合があります。

- と **あ** さき し ちょうそん たんとうまどぐち ○ 問い合わせ先:市 町 村の担当窓口
- れいわ ねんど てあてげつがく えん
 令和6年度の手当月額:28,840円

(3) 障 **害児福祉手当**

にちじょうせいかつ じょうじかいご ひつよう ざいたく じゅうどしょうがいじ さいみ 日 常 生活において 常 時介護を必要とする在宅の 重 度 障 害児(20歳未 ** がた しきゅう 満)の方に支 給 されます。

じどうふくししせつとう にゆうしょ りゅう ねんきん う 児童福祉施設等に入所しているとき、または障害を理由とする年金を受しまゆう しょとくじょうきょう てあて しきゅう けることができるときは支給されません。なお、所得状況により手当が支給されない場合があります。

- と あ さき し ちょうそん たんとうまどぐち ○ 問い合わせ先:市町村の担当窓口
- れいわ ねんど てあてげつがく えん 令和6年度の手当月額:15,690円

しんしんしょうがいしゃふょうきょうさいせいど にんいかにゆう (4)心身障害者扶養共済制度(任意加入)

しょうがい かた ふょう ほごしゃ みずか せいぞんちゅう まいつきいつてい か 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛きん おさ はごしゃ まんいち しぼう じゅうどしょうがいけ金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったしょうがい かた いつていがく ねんきん いつしょうがいしきゅう せいどとき、障害のある方に一定額の年金が一生涯支給される制度です。

と **あ** さき し ちょうそん たんとうまどぐち ○ 問い合わせ先:市町村の担当窓口

ttvかつほご (5) 生活保護

せいかつほご げんそく せたい いつしょ く かぞく ひと たんい 生活保護では、原則として世帯 (一緒に暮らしている家族)を一つの単位と かんが せたい せたい しゅうにゅう くらして 考えます。世帯の「最低生活費」の金額と「世帯の収入」を比べて、 さいていせいかつひ しゅうにゅう ひく ばあい ふそくがく しきゅう しく 最低生活費よりも収入が低い場合に不足額が支給される仕組みです。

さいていせいかつひ やちん しょくひ いりょうひ せいかつ ひつょう ここでの最低生活費には、家賃や食費、医療費など、生活に必要なもの ふく が含まれます。

と あ さき し ちょうそん たんとうまどぐち 〇 問い合わせ先:市 町 村の担当窓口

5 医療の助成について

ふくし いりょうせいど ふく (I) 福祉医療 制度(マル福)

りょういくてちょう も かた いりょうきかん かくしゆけんこうほけん みと しん療育手帳 Aをお持ちの方が、医療機関にて各種健康保険で認められた診りょう う ばあい まどぐち しはら じこふたんがく ぜんがく じょせい じこふたんがく療を受けた場合、窓口で支払う自己負担額の全額が助成されます(自己負担額が0円になります。)。

と **あ** さき し ちょうそん たんとうまどぐち ○ 問い合わせ先:市町村の担当窓口

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう(2)自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患(てんかんを含みます。)を有する方が、通院による精神医療(外がいかいを含みます。)を有する方が、通院による精神医療(外がいかいないがいかい来、外来での投薬、デイケア、訪問看護など)を継続して受ける必要があるばあいに、指定医療機関での通院医療費の自己負担額が軽減されます(自己立たんがくばんでくまり、はなくならが、近いばんにより、近れがくばんでは、おうででは、はないでで、所得に応じて月額の自己負担額に上ばんまう。しょとくいっていがくことが、所得に応じて月額の自己負担額に上ばんまう。これによくいっていがくことで、対象にならないこともあります。

じぜん にんてい う ひつよう ゆうこうきげん ねんかん 事前に認定を受ける必要があり、有効期限は | 年間です。

と あ さき し ちょうそん たんとうまどぐち 問い合わせ先:市町村の担当窓口

6 税金の減免等について

しょうがい ていど いっていいじょう ばあい かくしゆぜいきん げんめんとう そち う 障 害の程度が一定以上の場合、各種税金の減免等の措置が受けられます。

しょとくぜい じゅうみんぜい しょうがいしゃこうじょ (一) 所得税・住 民税の障 害者控除

のうぜいしゃほんにん こうじょたいしょうはいぐうしゃ ふょうしんぞく しょとくぜいほうじょう 納税者本人または控除対象配偶者もしくは扶養親族が、所得税法上 しょうがいしゃ あ ばあい いつてい きんがく しょとくこうじょ うの障害者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

と あ さき ぜいむしよ し ちょうそん たんとうまどぐち ○ 問い合わせ先:税務署、市町村の担当窓口

めいしょう 名称	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	かんかつち いき 管轄地域
あきたきたぜいむしょ 秋田北税務署	〒011-8577 あきたしつちざきみなとちゅうおうろくちょうめ ばん ごう 秋田市土崎港中央六丁目9番 3号	018-845-1161	あきたし いちぶ おが し 秋田市の一部、男鹿市 かたがみし みなみあきたぐん 潟上市、南秋田郡
あきたみなみぜいむしょ 秋田南税務署	〒010-8622 あきたしなかどおり 5 ちょうめ ばん ごう 秋田市中通五丁目5番2号	018-832-4121	ぁきたし いちぶ 秋田市の一部
おおだてぜいむしょ 大館税務署	〒017-8686 おおだてしあかだてちょう ばん ごう 大館市赤館町2番16号	0186-42-0671	##だてし かづのし きたあきたし 大館市、鹿角市、北秋田市 がづのぐん きたあきたぐん 鹿角郡、北秋田郡
おおまがりぜいむしょ 大曲税務署	〒014-8611 だいせんしおおまがりかみさかえちょう ばん ごう 大仙市大曲上栄町9番4号	0187-62-2191	だいせんし せんぼくし せんぼくぐん 大仙市、仙北市、仙北郡
のしろぜいむしょ 能代税務署	〒016-8601 のしろしすえひろちょう ばん ごう 能代市末広町4番20号	0185-52-6111	のしろし やまもとぐん 能代市、山本郡
ほんじょうぜいむしょ 本荘税務署	〒015-8622 ゆりほんじょうしきゅうじんちょう ばん 由利本荘市給人町 7番	0184-22-2335	ゆりほんじょうし 由利本荘市、にかほ市
ゅざわぜいむしょ 湯沢税務署	〒012-8502 ゆざわしだいくちょう ばん ごう 湯沢市大工町2番32号	0183-73-5100	ゅぎゎし ぉがもぐん 湯沢市、雄勝郡
ょこてぜいむしょ 横手税務署	〒013-8504 よこてしあさひかわいっちょうめ ばん ごう 横手市旭川一丁目5番8号	0182-32-6090	ょこてし 横手市

じどうしゃぜい しゅべつわり かんきょうせいのうわり およ けいじどうしゃぜい しゅべつわり かんきょうせいのう(2)自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(種別割・環境性能

割)の減免

かぜい ねんど がつ にちごぜん じげんざい いか ひょう がいとう じどうしゃ 課税される年度の4月1日午前0時現在で以下の表に該当する自動車は、

じどうしゃぜいとう ぜんがくめんじょ 自動車税等が全額免除されます。

しょゆうしゃ しょうしゃ 所有者 (使用者)	うんてんしゃ 運転者	しょうもくてき 使用目的
	りょういくてちょう しょじしゃ 療育手帳A所持者	^{にちじょうせいかつとう} 日常生活等
りょういくてちょう しょじしゃ 療育手帳A所持者 または	りょういくてちょう しょじしゃ どうきょ 療育手帳A所持者と同居し、 せいけい いつ かた 生計を一にする方	りょういくてちょう しょじしゃ つうがく 療育手帳A所持者の通学、 つういん つうしょおよ せいぎょう 通院、通所及び生業
どうきょかぞく その同居家族	りょういくてちょう しょじしゃ 療育手帳A所持者を じょうじかいご かた 常時介護する方	しょうがいしゃ こうせい せたい 障害者のみで構成される世帯に でく りょういくてちょう しょじしゃ つうがく 属する療育手帳A所持者の通学、 つういん つうしょおよ せいぎょう 通院、通所及び生業

と あ さき ○ 問い合わせ先

じどうしゃぜい しゅべつわり かんきようせいのうわり けいじどうしゃぜいかんきようせいのうわり けんぜいじ むしよ 自動 車 税 (種 別 割・環 境 性 能 割)、軽 自動 車 税 環 境 性 能 割:県 税事務所

けいじどうしゃぜい しゅべつわり しちょうそん たんとうまどぐち 軽自動車税 (種別割):市町村の担当窓口

めいしょう	しょざいち	でんわばんごう	かんかつち いき
名称	所在地	電話番号	管轄地域
あきたけんそうごうけんぜいじむしょ かぜいだいよん か 秋田県総合県税事務所 課税第四課	〒010-0951 あきたしさんのうよんちょうめ ばん ごう 秋田市山王四丁目1番2号	018-860-3339	

そうぞくぜい こうじょ (3)相続税の控除

そうぞくにん しょうがいしゃ さい たっ いつてい きんがく そうぞくぜい相続人が障害者であるときは、85歳に達するまで一定の金額が相続税

ゥッ から差し引かれます。

と ぁ さき ぜいむしょ ○ 問い合わせ先:税務署

でうょぜい こうじょ (4) 贈**与税の**控除

しょうがいしゃ ぞうょ しきん しんたくぎんこう しんたく きんゆうきかん つう ぜいむしょ 障害者に贈与された資金を信託銀行に信託し、金融機関を通じて税務署 じぜん とどけで ばあい いつてい きんがく ぞうょぜい ひかぜいに事前に届出をした場合、一定の金額まで贈与税が非課税になります。

と あ さき ぜいむしょ ○ 問い合わせ先:税務署

しょうがくょきんとう りししょとくとう ひかぜいせいど ゆうせいど (5) 少額預金等の利子所得等の非課税制度(マル優制度)

きんゆうきかん てつづき よちょきん こくさい あらかじめ金融機関で手続をすることにより、預貯金や国債などについて、 がんぽん まんえん げんど りし ひかぜい それぞれ元本350万円を限度として利子などが非課税になります。

と ぁ さき ぜいぉしょ ○ 問い合わせ先:税務署

7 障害児・者に対する障害福祉サービス等について

へいせい 平成 25 年 4 月 | 日に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害の かたがた みぢか しちょうそん しょうがいふくし そうだんしえん ちぃきせいかつしえんじぎょう ある方々に、身近な市町村が、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業 などの提供を行います。また、障害のある方や介護する方の相談に応じたり、 じょうほうていきょう おこな 情報提供などを行います。

しょうがいふく し (I) 障害福祉サービス

しようがい ていど りょうしゃ みずか ないよう せんたく ていきょう じぎょうしゃ 障害の程度により、利用者が 自らサービス内容を選択し、提供事業者 けいゃく むす と契約を結ぶことによりサービスを受けることができます。事前にお住まいの市 ちょうそん しょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう こうふ う ひつよう 町 村で「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

りょうりょう じこふたん しょとく おう げつがく じょうげんがく せつてい つき 利用料の自己負担は、所得に応じて月額の上限額が設定され、ひと月りょう いじょう ふたん しょうに利用したサービスの量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

(1) 訪問系のサービス

サービス名	サービス の内容
きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	しょうがい にちじょうせいかついちじるし ししょう しょうがいじ しゃ たい はけん にゅうよく 障害のため日常生活に著しく支障のある障害児・者に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・はいせつ しょくじ かいご にちじょうせいかつ しえん おこな 排泄・食事の介護など日常生活の支援を行う。
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゅうしゃおよ ちてきしょうがい せいしんようがい こうどうしょうがいゆう かた じょうじかいご 重度の肢体不自由者及び知的障害または精神障害により行動障害を有する方で、常時介護 ひっよう しょうがいしゃたい にゅうよくはいせつ しょくじ かいご がいしゅつじ いどうちゅう かいご にちじょうせい を必要とする障害者に対して、入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動中の介護など日常生かつ しえんおこな 活の支援を行う。
どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがい いどう いちじる こんなん ゆう かた がいしゅつじ どうこう いどう ひつよう じょうほうていきょう 視覚障害で移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供すいどう えんご はいせつ しょくじょう かいご おこなるとともに、移動の援護や排泄・食事等の介護を行う。
こうどうえんご 行動援護	しょうがい こうどうじょう いちじる こんなん じょうじかいご ひつよう しょうがいじ しゃ たい こうどう 障害によって行動上著しく困難があって、常時介護を必要とする障害児・者に対して、行動す さい しょう きけん かいひ ひつよう えんご がいしゅつじ いどうちゅう かいご おこなる際に生ずる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行う。
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	じょうじかいご ひつよう しょうがいじ しゃ たい かいご ひつようせい いちじる たか ぱあい きょたくかいご 常時介護を必要とする障害児・者に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護な ほうかつてき おこな どを包括的に行う。

につちゆうかつどうけい ② 日中活動系のサービス

サービス名	サービス の内容
せいかつかいご 生活介護	じょうじかいご ひつよう しょうがいしゃ ひるま にゅうよくはいせつ しょくじ かいご にちじょうせいかつし えん 常時介護を必要とする障害者に、昼間、入浴・排泄・食事の介護など日常生活の支援をする そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょうとともに、創作的活動または生産活動の機会などを提供する。
たんきにゅうしょ 短期入所	かいご ひと びょうき りゅう たんきかんしせつにゅうしょひつよう しょうがいじ しゃ たい 介護している人が病気になるなどの理由で、短期間施設入所が必要な障害児・者に対して、
(ショートステイ)	にゅうよくはいせつ しょくじとう かいご おこな 入浴・排泄・食事等の介護を行う。
りょうようかいご 療養介護	じょうじかいご ひつよう しょうがいしゃ いりょうてき ひつよう かた たい いりょうきかんとう きのうくん 常時介護を必要とする障害者で、医療的ケアを必要とする方に対して、医療機関等で機能訓れんりょうようじょう かんり、かんご いがくてきかんり かいご にちじょうせいかつせ わ ていきょう 練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活の世話などを提供する。

(Anh しゅうろうけい 3 訓練・就労系のサービス

サービス名	サービス の内 容
じりつくんれん 自立訓練 きのうくんれん せいかべんれん (機能訓練・生活訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いっていきかん しんたいきのう せいかつのうりょくこうじょう 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のた ひつよう くんれん おこなめに必要な訓練を行う。
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっぱんきぎょうとう しゅうろうきぼう かた いっていきかん しゅうろう ひつよう ちしき のうりょくこうじょう ひ一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必つよう くんれん おこな 要な訓練を行う。
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 (A型)	いっぱんきぎょうとう しゅうろう こんなん かた げんそく こょうけいやく しゅうろう きかい ていきょう 一般企業等での就労が困難な方に、原則として雇用契約にもとづく就労の機会を提供すると ちしき のうりょくこうじょう ひつよう くんれん おこな ともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
しゅうろうけいぞくしえん かた 就労継続支援 (B型)	いっぱんきぎょうとう しゅうろう こんなん かた しゅうろう せいさんかつどう きかい ていきょう ちしき の一般企業等での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識や能 うりょくこうじょう ひつよう くんれん おこな 力向上のために必要な訓練を行う。
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	いっぱんしゅうろう いこう かた しゅうろう ともなせいかつめん かだい たいおう しえん おこな 一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

しせつ きょじゅう しえんけい ・居住支援系のサービス

サービス名	サービスの内容
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	しせつ にゅうしょ かた やかん きゅうじなゅうよくはいせつ しょくじう かいご おこな 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事等の介護を行う。
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ぐ ひつょう りかいりょく せいかつりょくおぎな ていきてき きょたくほうもん ずいじ たいおう ひとり暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により にちじょうせいかつ かだい はあく ひつよう しえん おこな 日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	やかんきゅうじつ きょうどうせいかつおこなじゅうきょ そうだん にゅうよくはいせつ しょくばう かいご おこな 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、 にちじょうせいかつひつよう えんじょ おこな 日常生活に必要な援助を行う。

と あ さき し ちょうそん たんとうまどぐち問い合わせ先:市町村の担当窓口

(2) 相談支援

しょうがい かた じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 障 害のある方が自立した日 常 生活または社会生活を 営 むことができる

しちょうそん ちゅうしん いか そうだんしえんじぎょう じっしよう、市町村を中心に以下のような相談支援事業を実施しています。

サービス名	サービスの内容	
けいかくそうだんし えん 計画相談支援	しょうがいしゃとうしょうがいふくし てきせつ りょう とうりょうけいかく さくせい 障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるように、サービス等利用計画の作成 おこな りょうけいかく しちょうそん してい う そうだんしえんじぎょうしょ さくせい を行う。なお、利用計画は市町村から指定を受けた相談支援事業所が作成する。	
ちいきいこうしえん 地域移行支援	しせつとう にゅうしょ せいしんかびょういん しょうがいしゃ じゅうきょかくほ ちいき 施設等に入所しているまたは精神科病院に入院している障害者に、住居の確保や地域 いこう そうだんとう おこな 移行のための相談等を行う。	
^{ちいきていちゃくしえん} 地域定着支援	しせつ びょういん たいしょ たいいん しょうがいしゃちいき せいかつ ふあんてい しょうがいしゃ じょうじれんら 施設や病院から退所・退院した障害者や地域での生活が不安定な障害者に、常時連絡 くたいせいかくほ きんきゅうじたいとう そうだん きんきゅうほうもんたいおう おこな 体制を確保し、緊急の事態等における相談や緊急訪問・対応を行う。	

ちいきせいかつしえんじぎょう(3)地域生活支援事業

しょうがい かた じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 障 害のある方が、自立した日 常 生活または社会生活を 営 むことができ

しちょうそん とどうふけん ちぃき とくせいとう おう じぎょう じつしるよう、市町村や都道府県が地域の特性等に応じた事業を実施します。

し ちょうそん じぎょう **市 町 村の事 業**

じぎょう じっしじょうきょう しちょうそん こと だいひょうてき じれい けいさい事業の実施状況は市町村により異なるため、代表的な事例を掲載

しています。

サービス名	サービスの内容	
そうたんし えんじぎょう 相談支援事業	しょうがい かた ほごしゃ にちじょうせいかつ もんだい しょうがいふくし りょう いっぱん 障害のある方や保護者などから、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用など一般 でき そうだん おう きかんそうだんしえん とう せんもんしょくはいち ひつよう じょげん 的な相談に応じるとともに、基幹相談支援センター等に専門職を配置し、必要な助言や じょうほうていきょうおこな 情報提供を行う。	
せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	せいねんこうけんせいど りょう ゆうよう みと ちてきしょうがい かたとう たい も 成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある方等に対し、申 うした よう ひようとう いちぶ ほじょ 立てに要する費用等の一部を補助する。	

サービス名	サービスの内容		
にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業	じりつせいかつ しえん ようぐとう きゅうふ たいよ おこな 自立生活を支援するための用具等の給付や貸与を行う。		
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	しゃかいせいかつじょうふかけつ がいしゅつ よ か かつどう しゃかいさんか がいしゅつ さい ひつよう し社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に必要な支えん おこな 援を行う。		
ちぃきかつどうしぇん 地域活動支援センター	つうしょ さぎょうくんれん そうさくてきかつどうとう ば ていきょう しゃかい こうりゅう そ 通所による作業訓練や創作的活動等の場を提供するとともに、社会との交流を促くしん じぎょう おこな 進する事業などを行う。		
じどうしゃうんてんめんきょしゅとくじょせいじぎょう 自動車運転免許取得助成事業	りょういくてちょうしょじ かた じどうしゃうんてんめんきょ ふつうじどうしゃめんきょ かぎ しゅ 療育手帳を所持している方が、自動車運転免許(普通自動車免許に限る。)の取 とく よう ひよう いちぶ じょせい くわ らん 得に要した費用の一部を助成する(詳しくは5ページをご覧ください)。		

けん じぎょう **② 県の事業**

けん せんもんせい たか そうだんしえんじぎょう こういきてき たいおう ひつよう じぎょう 県では専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を

_{おこな} がも じぎょう けいさい 行っていて、主な事 業 を掲載しています。

サービス名	サービス の内容		
しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえん 障害者就業・生活支援 じぎょう センター事業	しゅうぎょうおよにちじょうせいかつ しゃかいせいかつ しえん ひつよう しょうがいしゃ かんけいき 就業及び日常生活・社会生活について支援を必要とする障害者について、関係機かん れんけい ひつよう しどう じょげんとう しえん おこな こよう そくしん しょくぎょうあんてい はか 関と連携し必要な指導・助言等の支援を行い、雇用の促進や職業の安定を図る らん (詳しくは21ページをご覧ください)。		
そうだんしえんじゅうじしゃけんしゅうじぎょう 相談支援従事者研修事業	そうだんしえんせんもんいん ようせい はか けんしゅう じっし しょうがいしゃとう い相談支援専門員の養成やスキルアップを図るための研修を実施し、障害者等の意こう もと ちいきせいかつ じつげん しえん じゅうじつはか 向に基づく地域生活を実現するための支援の充実を図る。		
しょうがいしゃしゃかいさんかそくしんじぎょう 障害者社会参加促進事業	しゅわつうやくしゃ いしそつうしえん げいじゅつかつどうとう かか じぎょう しんたいしょうがい 手話通訳者による意思疎通支援、スポーツ・芸術活動等に係る事業、身体障害者 しゃほじょけんきゅうふ しょうがいしゃなど しゃかいさんか そくしん はか 補助犬の給付などにより、障害者等の社会参加の促進を図る。		

と あ さき けんしようがいふくしか でんわばんごう ○ 問い合わせ先:県 障 害福祉課 電話番号:0 | 8 - 8 6 0 - | 3 3 2

(4) 障 害児向けのサービス

じどうふくしほう もと しょうがいじ たいしょう しょうがいじつうしょしえん児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービスは、障害児通所支援

しょうがいじ にゆうしょ しえん と 障 害児 入 所支援があります。 しようがいじ ほごしゃ かた しょうがいじつうしょしえん りょう ばあい す 管 害児の保護者の方は、障 害児通所支援を利用する場合は、お住まいのしちょうそん しょうがいじにゆうしょしえん りょう ばあい けんない かくじどうそうだんしょ し 市 町 村に、障 害児入 所支援を利用する場合は県内の各児童相談所に支 きゅうしんせい おこな しきゅうけつてい う あと りょう しせつ けいやく むす 給 申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

サービス名	サービス の内容		
じどうはったつし えん 児童発達支援	みしゅうがく しょうがいじ しせつ かよ にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう 未就学の障害児を施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の ふょ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな 付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。		
いりょがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	したいふじゅう りがくりょうほうとうきのうくんれん いりょうてきかんりか しえん ひつよう しょ 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障うがいじ しせつ かよ じどうはったつおよ ちりょう おこな 害児を施設に通わせ、児童発達及び治療を行う。		
ほうかごとう 放課後等デイサービス	しゅうがく しょうがいじ じゅぎょう しゅうりょうご がっこう きゅうぎょうびじどうはったつしえん とう 就学している障害児を授業の終了後または学校の休業日に児童発達支援センター等の しせつ かよ せいかつのうりょく こうじょう ひつよう くんれん しゃかい こうりゅうそくしん しえん 施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援 おこな を行う。		
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	じゅうど しょうがいじとう しょうがいじつうしょしえん りょう がいしゅつ 重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが いちじる こんなん しょうがいじ たい しょうがいじ きょたく ほうもん にちじょう きほんてき ど 著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常における基本的な動うさ しどう ちしきぎのう ふょとう しえん おこな 作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。		

と あ さき し ちょうそん たんとうまどぐち問い合わせ先:市町村の担当窓口

しょうがいじにゆうしょしえん 管 害児 入 所支援

サービス名	せービス の内容	
ふくしがたしょうがいじにゅうしょしせつ 福祉型障害児入所施設	しょうがいじ しせつ にゅうしょ ほご にちじょうせいかつしどう じりつ ひつよう ちしき ぎのう み 障害児を施設に入所させて、保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識や技能を身っ しえん おこな に付けるための支援を行う。	
いりょうがたしょうがいじにゅうしょしせつ 医療型障害児入所施設	にゅういん いりょう ひつよう しょうがいじ にゅうしょ ほご にちじょうせいかつしどう じりつ ひつよう 入院による医療が必要な障害児を入所させて、保護し、日常生活の指導や自立に必要 ちしき ぎのう み つ しえん おこな な知識や技能を身に付けるための支援を行う。	

と あ さき す しちょうそん かんかつ じどうそうだんしょ ○ 問い合わせ先:お住まいの市 町 村を管轄する児童相談所

こうきょうしょくぎょうあんていしょ (一) 公共 職 業安定所 (ハローワーク)

かいて かんとう しょくぎょうそうだん おこな カルコーワークでは、専門の担当による 職 業 相談を 行っています。 療 育 で まょう も うえ す し ちょうそん かんかっ そうだんまどぐち 手 帳 をお持ちの上、お住まいの市 町 村を管轄するハローワークの相談 窓口に そうだん ご相談ください。

めいしょう 名称	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	かんかつち いき 管轄地域
あきたこうきょうしょくぎょうあんていしょ 秋田公共職業安定所	〒010-0065 あきたしばらじまいっちょうめ 秋田市茨島一丁目12-16	018-864-4111	あきたし かたがみし 秋田市、潟上市 みなみあきたぐん 南秋田郡
ハローワークプラザ アトリオン	〒010-0001 ぁきた しなかどおり 秋田市中通2-3-8 (アトリオン3F)	018-836-7820	
あきたこうきょうしょくぎょうあんていしょ 秋田公共職業安定所 お がしゅっちょうしょ 男鹿出張所	〒010-0511 おがしふながわみなとふながわあざしんはまちょう 男鹿市船川港船川字新浜町1-3	0185-23-2411	ぉ が し 男鹿市
のしろこうきょうしょくぎょうあんていしょ 能代公共職業安定所	〒016-0851 のしろしみどりまち 能代市緑町5-29	0185-54-7311	のしろし やまもとぐん 能代市、山本郡
おおだてこうきょうしょくぎょうあんていしょ 大館公共職業安定所	〒017-0046 おおだてししみずいっちょうめ 大館市清水一丁目5 - 2 0	0186-42-2531	^{おおだてし} 大館市
おおだてこうきょうしょくぎょうあんていしょ 大館公共職業安定所 たかのすしゅっちょうしょ 鷹巣出張所	〒018-3331 きたあきたしたかのすあざひがしなかだい 北秋田市鷹巣字東中岱26-1	0186-60-1586	きたあきたし 北秋田市 きたあきたぐん 北秋田郡
おおまがりこうきょうしょくぎょうあんていしょ 大曲公共職業安定所	〒014-0034 だいせんしおおまがりすみよしちょう 大仙市大曲住吉町33-3	0187-63-0335	だいせんし せんぼくぐん 大仙市、仙北郡
おおまがりこうきょうしょくぎょうあんていしょ 大曲公共職業安定所 かくのだてしゅっちょうしょ 角館出張所	〒014-0372 せんぼくしかくのだてまちこだて 仙北市角館町小館32-3	0187-54-2434	せんぼくし 仙北市
ほんじょうこうきょうしょくぎょうあんていしょ 本荘公共職業安定所	〒015-0013 ゅりほんじょうしいしわきあざたじりの 由利本荘市石脇字田尻野18-1	0184-22-3421	ゅりほんじょうし 由利本荘市 し にかほ市
よこてこうきょうしょくぎょうあんていしょ 横手公共職業安定所	〒013-0033 ょこて しあさひかわいっちょうめ 横手市旭川一丁目2-26	0182-32-1165	よこてし 横手市
ゆざわこうきょうしょくぎょうあんていしょ 湯沢公共職業安定所	〒012-0033 ゅざゎ ししみずちょうよんちょうめ 湯沢市清水町四丁目4-3	0183-73-6117	ゅざわし ぉがちぐん 湯沢市、雄勝郡
かづのこうきょうしょくぎょうあんていしょ 鹿角公共職業安定所	〒018-5201 かづのしはなわあざあらた 鹿角市花輪字荒田82-4	0186-23-2173	かづのし かづのぐん 鹿角市、鹿角郡

あきたしようがいしゃしよくぎょう(2) 秋田 障 害者 職 業 センター

しゅうしょく きぼう しょうがい かた たい ふくし いりょう きょう 就 職 を希望する 障 害のある方に対し、ハローワークや福祉・医療・教

いくぶんや かんけいきかん みつせつ れんけい と しゅうしょく そうだん しえん育 分野の関係機関と密接な連携を取りながら、就 職 のための相談・支援、

しゆうしょくご ふくしょく そうだん しえん いちれん しゆうろう しえん 就 職 後のフォローアップ、復 職 のための相談・支援まで一連の 就 労支援 おこな を 行っています。

しょざいち あきた しかわしりわかば ちょう ばん ごう ○ 所在地:〒0 | 0 - 0 9 4 4 秋田市川尻若葉 町 4番48号

でんわばんごう 〇 電話番号:018-864-3608

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかっし えん (3) 障 害者 就 業・生活支援センター

しゅうぎょうおょ ともな にちじょうせいかつじょう しえん ひつよう しょうがい かた 就 業 及びそれに 伴 う日 常 生活 上 の支援を必要とする 障 害のある方

たい しょくぎょうじゆんびくんれん しゅうぎょう かん しどう じょげん そうだんに対し、職業準備訓練のあっせんや、就業に関する指導・助言、相談、

しゅうぎょう ともな せいかつそうだん おこな また 就 業 に 伴 う生活相談を 行います。

めいしょう 名称	ほうじんめい 法人名	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	_{かんかつちいき} 管轄地域
あきたけんぼくしょうがいしゃしゅうぎょう 秋田県北障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 おおだてけんいき かい 大館圏域ふくし会	〒017-0897 おおだてしあざさん まる 大館市字三の丸103-4	0186-57-8225	かづのし かづのぐん 鹿角市、鹿角郡 おおだてし 大館市
きたあきたしょうがいしゃしゅうぎょう 北秋田障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 けんぼくほうこうかい 県北報公会	〒018-3301 きたあきたしみやまえちょう 北秋田市宮前町9-67	0186-67-6003	きたあきたし 北秋田市 きたあきたぐん 北秋田郡
あきたけんのしろやまもとしょうがいしゃ 秋田県能代山本障害者 しゅうぎょうせいかつしえん 就業・生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 あきたにじ かい 秋田虹の会	〒016-0845 のしろしとおりまち 能代市通町9 -55	0185-88-8296	のしろし やまもとぐん 能代市、山本郡
ウェルビューいずみ しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 かい いずみ会	〒010-0817 あきたしいずみすがの 秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088	あきたし おがし 秋田市、男鹿市 かたがみし みなみあきたぐ 潟上市、南秋田郡
ゆりほんじょう 由利本荘・にかほ圏域 しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター い - さ ほ - と E-SUPPORT	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 おきたけんしゃかいふくしじぎょうだん 秋田県社会福祉事業団	〒015-0855 ゆりほんじょうしにばんせき 由利本荘市二番堰25-I	0184-44-8578	ゅりほんじょうし 由利本荘市 にかほ市
あきたけんなんしょうがいしゃしゅうぎょう 秋田県南障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じせんかい 慈泉会	〒014-0043 だいせんしとまきちょう 大仙市戸巻町2-68	0187-88-8713	だいせんし せんぼくし 大仙市、仙北市 仙にくぐん 仙北郡
よこでしょうがいしゃしゅうぎょう ネット横手障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じせんかい 慈泉会	〒013-0068 よこてしうめ きまち 横手市梅の木町8-5	0182-23-6281	よこてし 横手市
あきたゆざわおがちしょうがいしゃ 秋田湯沢雄勝障害者 しゅうぎょうせいかつしえん 就業・生活支援センター ぱあとなあ	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 おがち 雄勝なごみ会	〒012-0031 ゆぎゎ Lリょうじん 湯沢市両神 I 7 - I	0183-55-8650	ゅぎゎし ぉがちぐん 湯沢市、雄勝郡

9 成年後見制度

ものごと はんだん のうりょく じゆうぶん かた ざいさん まも しえん 物事を判断する能力が十分でない方について、その財産を守り、支援していせいど にんいこうけんせいど く制度で、任意後見制度と法定後見制度があります。

にんいこうけんせいど はんだんのうりょく ふじゅうぶん まえ ほんにん けいやく 任意後見制度は、判断能力が不十分になる前に、本人があらかじめ契約でえんじょしゃ き せいど援助者を決めておく制度です。

たい ほうていこうけんせいど はんだんのうりょく ふじゆうぶん いってい しん これに対して、法定後見制度は、判断能力が不十分になってから、一定の親ぞくとう もうした かていさいばんしょ えんじょしゃ えら せいど族等の申立てにより、家庭裁判所が援助者を選ぶ制度です。

と あ さき あき た かていさいばんしよ ○ 問い合わせ先:秋田家庭裁判所

所在地:〒010-8504 秋田市山王7-1-1

でんわばんごう だいひょう 電話番号:代表0|8-824-3|2|

th そうだんまどぐち (I)県の相談窓口

がいしょう 名称	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	かんかつち い き 管轄地域
こ じょせい しょうがいしゃそうだん 子ども・女性・障害者相談センター ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしょ (知的障害者更生相談所)	〒010-0864 あきたしてがたすみよしちょうばん ごう 秋田市手形住吉町3番6号	018-831-2303	ぜんけん 全県
こ じょせい しょうがいしゃそうだん 子ども・女性・障害者相談センター ちゅうおうじどうそうだんしょ (中央児童相談所)	〒010-0864 あきたしてがたすみよしちょうばん ごう 秋田市手形住吉町3番6号	018-827-5200	あきたし お が し ゆりほんじょうし 秋田市、男鹿市、由利本荘市 かたがみし し みなみあきたぐん 潟上市、にかほ市、南秋田郡
^{きたじどうそうだんしょ} 北児童相談所	〒018-560 おおだてしじゅうにしょあざひらうちしんでん 大館市十二所字平内新田237-	0186-52-3956	のしろし おおだてし かづのし きたあきたし 能代市、大館市、鹿角市、北秋田市 かづのぐん きたあきたぐん やまもとぐん 鹿角郡、北秋田郡、山本郡
^{みなみじどうそうだんしょ} 南児童相談所	〒013-0033 よこてしあきひかわいっちょうめ ばん ごう 横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-0500	よこてし ゆざわし だいせんし 横手市、湯沢市、大仙市 せんぼくし せんぼくぐん おがちぐん 仙北市、仙北郡、雄勝郡

しちょうそん そうだんまどぐち (2)市町村の相談窓口

しちょうそんめい 市町村名	たんとうかしつ 担当課室	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
^{かづのし} 鹿角市	^{ふくしそうむか} 福祉総務課 ^{ふくしじむしょ} (福祉事務所)	〒018-5201 かづのしはなわあざしもはなわ かづのしふくしほけん ない 鹿角市花輪字下花輪50(鹿角市福祉保健センター内)	0186-30-0238
^{こさかまち} 小坂町	^{ふくしか} 福祉課	〒017-0292 かづのぐんこさかまちこさかあざかみ やち 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-3925
_{おおだてし} 大館市	^{ふくしか} 福祉課 ^{ふくしじむしょ} (福祉事務所)	〒017-8555 おおだてしあぎなかじょう ばんち 大館市字中城20番地	0186-43-7052
きたあきたし 北秋田市	^{ふくしか} 福祉課 ^{ふくしじむしょ} (福祉事務所)	〒018-3392 *** まきたしはなぞのちょう 北秋田市花園町19-1	0186-62-6637
^{かみこあにむら} 上小阿仁村	_{じゅうみんふくしか} 住民福祉課	〒018-4494 きたあきたぐんかみこあにむらこさわだあざむかいかわら 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原II8番地	0186-77-2222
のしろし 能代市	^{ふくしか} 福祉課 ^{ふくしじむしょ} (福祉事務所)	〒016-8501 のしろしかんまち ばん ごう 能代市上町1番3号	0185-89-2153
みたねちょう 三種町	^{ふくしか} 福祉課	〒018-2401 やまもとぐんみたねちょううかわまざいわやこ ばんち 山本郡三種町鵜川字岩谷子8番地	0185-85-2190
_{はっぽうちょう} 八峰町	^{ふくしほけんか} 福祉保健課	〒018-2502 やまもとぐんはつぼうちょうみねはまめながたあざめちょうた ばんち山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地	0185-76-4608
ふじさとまち 藤里町	ちょうみんか 町民課	〒018-3201 やまもとぐんふじさとまちふじことあざふじこと ばんち 山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地	0185-79-2113

しちょうそんめい 市町村名	たんとうかしつ 担当課室	_{しょざいち} 所在地	でんわばんごう 電話番号
ぉ が し 男鹿市	^{ふくしか} 福祉課 ^{ふくしじむしょ} (福祉事務所)	〒010-0595 おがしふながわみなとふなかわあざいずみだい ばんち 男鹿市船川港船川字泉台66番地1	0185-24-9120
^{かたがみし} 潟上市	lemns くしか 社会福祉課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒010-0201 かたがみしてんのうあざぼうぬまだい ばんち 潟上市天王字棒沼台226番地1	018-853-5314
_{ごじょうめまち} 五城目町	けんこうふくし か 健康福祉課	〒018-1792 みなみあきたぐんごじょうめまちにしいそ めいっちょうめ 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1	018-852-5128
はちろうがたまち八郎潟町	けんこうふくし か 健康福祉課	〒018-1692 みなみあきたぐんはちろうがたまちあざおおみち ばんち 南秋田郡八郎潟町字大道80番地	018-875-5808
いかわまち 井川町	けんこうふくしか 健康福祉課	〒018-1596 みなみあきたぐんいかわまちきたかわしりあざえびさわひ ぐち 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノロ78-1	018-874-4417
*************************************	ふくしほけんか 福祉保健課	〒010-0494 みなみあきたぐんおおがたむらあざちゅうおう ばんち 南秋田郡大潟村字中央 番地	0185-45-2114
あきたし 秋田市	しょう ふくしか 障がい福祉課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒010-8560 あきたしさんのういっちょうめ ばん ごう 秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5663
ゅりほんじょうし 由利本荘市	^{ふくししえん か} 福祉支援課 ^{ふくしじむ} しょ (福祉事務所)	〒015-0872 ゆりほんじょうしかわらやち つるまいかいかんない 由利本荘市瓦谷地I(鶴舞会館内)	0184-24-6314
にかほ市	^{ふくしか} 福祉課 ^{ふくしじむしょ} (福祉事務所)	〒018-0492 し ひらさわあざとり こ ぶち にかほ市平沢字鳥ノ子渕2 I	0184-32-3034
だいせんし 大仙市	しゃかいふくしか 社会福祉課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒014-8601 だいせんしおおまがりはなぞのちょう ばん ごう 大仙市大曲花園町1番1号	0187-63-1111 (内線174)
せんぼくし 仙北市	しゃかいふくしか 社会福祉課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒014-0392 せんぼくしかくのだてまちなかすがさわ ばんち 仙北市角館町中菅沢81番地8	0187-43-2288
みさとちょう 美郷町	^{ふくしほけんか} 福祉保健課	〒019-1541 せんぼくぐんみさとちょうつちざきあざうわのおつ ばんち 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10	0187-84-4907
ょこでし 横手市	しゃかいふくしか 社会福祉課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒013-8601 ょこてしちゅうおうちょう ばん ごう 横手市中央町8番2号	0182-35-2132
ゅざわし 湯沢市	^{ふくしか} 福祉課 ^{ふくしじむしょ} (福祉事務所)	〒012-8501 ゅざわしさたけちょう ばん ごう 湯沢市佐竹町 I 番 I 号	0183-55-8075
^{うごまち} 羽後町	けんこうふくしか 健康福祉課	〒012-1131 おがちぐんうごまちにしも な いあざなかの 雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111 (内線130)
ひがしなるせむら 東成瀬村	^{みんせいか} 民生課	〒019-0801 おがちぐんひがしなるせむらた ごな いあざせんにんした ばんち 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30番地 I	0182-47-3405

知的障害者福祉のしおり (令和6年12月改訂版) 数はませい。 秋田県子ども女性・障害者・相談センター

〒010-0864

あきたけんあきたしてがたすみよしちょう ばん ごう秋田県秋田市手形住吉町3番6号

でんか 018-831-2303 (知的障害福祉チーム直通)

FAX 018-831-2306

E-mail soudan-center@pref.akita.lg.jp